

第202200132842号
令和4年8月25日

一般社団法人鳥取県建築士事務所協会会長
一般社団法人鳥取県設備設計事務所協会会長
一般社団法人鳥取県建設業協会会長
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長
一般社団法人鳥取県電業協会会長

} 様

鳥取県総務部営繕課長
(公 印 省 略)

工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底の一部改正について（通知）

現場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、令和3年4月12日付第202100014508号営繕課長通知「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（通知）」により、取り組んでいるところですが、当該通知のうち、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記事項」（以下「コロナ特記」という。）を下記のとおり一部改正しましたので、御承知いただくとともに貴会員の皆様にも御周知いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス新規感染者数が、各保健所管内で最多数を更新する等、増加傾向が継続していることから、改めて、「営繕工事現場、日常生活等における感染拡大防止対策の徹底について（通知）」（令和3年9月2日付第202100139155号営繕課長通知）による、業務外の日常生活を含めた感染防止対策の徹底していただくようお願いいたします。

（担当：技術企画担当 松岡、衣笠 内線：7394、7396）

記

- 1 工事等で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の対応の見直し
 - (1) 受注者から陽性の報告があった場合、工事等の一時中止を通知することとしていたが、陽性者、濃厚接触者等を現場作業から外す等、現場から「感染の疑いがある者」がいなくなれば一時中止は不要とし、現場等の安全が確保され次第、現場を再開できることとした。
 - (2) 陽性者、濃厚接触者が療養（待機）期間解除後に現場復帰する際のPCR検査及び陰性証明書等の提出は不要であることを明記した。
- 2 その他
 - (1) 発注者が営繕課へ報告する【様式A】に注意書き等を記載